

運賃改定にともなう運転者の労働条件の改善状況について

福岡Aブロックでは令和3年1月10日から運賃改定を実施しましたが、以下のとおり運転者の労働条件の改善状況を公表いたします。

なお、フォローアップの対象期間は令和3年2月～令和3年7月とし、実績比較対象期間を令和2年2月～令和2年7月といたしました。

1. 運賃を改定した事業者数

94社

2. 平均増収率

3.65% (フォローアップの対象期間の営業収入÷実績比較対象期間の営業収入×100-100)

3. 一般運転者一人あたりの平均賃金支給額と上昇率

フォローアップの対象期間	実績比較対象期間
185,991円	179,728円

上昇率 3.48%

4. 改定による賃金改善率の分布 (一般運転者の一人あたり平均)

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
24社	10社	9社	14社	13社	6社	18社	94社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係るフォローアップ対象期間の運転者一人あたりの平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る実績比較対象期間の運転者一人あたりの平均給与月額}} \right] \times 100 - 100$$

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	95%未満	計
17社	2社	0	1社	6社	4社	4社	2社	1社	56社	93社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\frac{\text{全運転者に係るフォローアップ対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る実績比較対象期間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

(1) 手当等の創設・拡充	4社
・新しく手当を創設・拡充した	2社
・基本給を増額した	2社
(2) その他	
・労働時間を短縮した	11社
・車両のグレードアップによる運転者の疲労負担の軽減を行った	14社
・運転者の控え室にマッサージ器等を導入し疲労負担の軽減を行った	3社
・ユニバーサルデザインタクシーの導入を行った	54社
・ユニバーサルデザインタクシーの導入に伴う研修の受講	54社
・外国語の案内できる乗務員の配置	42社
・配車アプリの導入	89社
・クレジットの導入	94社
・交通系ICカードの導入	86社

7. 総評

福岡Aブロックでは、2020年（令和2年）2月20日に新型コロナウイルス感染が初めて確認され、その後感染症の拡大に伴いタクシー利用者は激減しました。

実働率の落ち込みにより大きな減収となり、2021年（令和3年）1月10日付けの運賃改定後も運賃改定による事業者平均の増収率は全体で3.65%に留まる中、一般運転者に係る一人あたりの平均賃金を3.48%増収することができました。

実績比較対象期間には実働率が20%台の時期もあり、一部の事業者は賃金改善率をプラスにすることは出来ませんでした。

そのような中、急激な営業収入の落ち込みに対して雇用調整助成金等を活用して雇用の維持を図り事業の継続に専念しました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大及び燃料費の高騰長期化に加え、IT化が加速する中でシステムに係る経費の負担など、事業者にとって事業継続のより一層厳しい状況が続くことが懸念されます。